

令和8年度予算編成方針について

当市における財政の現状は、持続可能な財政運営に向けて、健全財政を維持するための取組を強化しつつ、一方では、将来を見据えた事務事業にも果敢にチャレンジする必要があります。

このため今般、令和8年度大船渡市行政経営方針を踏まえた令和8年度の予算編成に係る基本的な考え方や各課等が予算要求を行う際の留意事項を示す「令和8年度予算編成方針」を作成しました。

1 基本的な考え方（重点施策）

(1) 地域経済を支える地場企業の振興

（地場企業^{※1}の育成・経営支援、新産業の創出と起業支援の充実）

※1 地場企業には、農林水産業を含むほか、林野火災に係る復旧・復興に関する事業を含む。

(2) （仮称）子ども・子育て支援の充実^{※2}

（子どもの心身の健やかな成長支援、子育て支援環境の充実）

※2 令和8年度以降、施策7の施策名称は「子ども・子育て支援の充実」に改める予定。

(3) 質の高い行財政運営の推進^{※3}

（効率的・効果的な行政運営の推進、健全な財政運営の推進）

※3 DXを推進する事業に限る。

2 主な留意事項等

(1) 継続事業については、事業の必要性を改めて検討した上で、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこと。

(2) 指定管理料等の委託料の積算に当たり、人件費及び物価変動に伴う必要経費については、適切かつ合理的に算定すること。

(3) 各課等の予算要求に係る一般財源の額は、令和7年度当初予算額以下を原則とする。

※詳細は添付の「令和8年度予算編成方針について(通知)」のとおり

各 部 課（室・局・所・署）長 様

副市長 藤 枝 修

令和8年度予算編成方針について（通知）

令和8年度予算編成にあたり、歳入は、生産年齢人口の減少や物価高の影響等により、個人及び法人市民税の減少が予想される。

また、歳出については、扶助費はもとより、一部事務組合や公営企業に対する補助費（負担金、補助金、出資金等）や、公共施設の効率的な維持管理に向けた指定管理料を始めとする物件費（委託料、賃借料等）などが増加傾向にある。

一方で、市内経済の基盤を固めながら、子どもを産み、育てる幸せを実感できる環境の確保を基軸として、本市の将来都市像である「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現に向けた各般の施策の推進に、鋭意取り組む必要があるとともに、令和7年大船渡市大規模林野火災（以下「林野火災」という。）からの復旧・復興事業を進めていかなければならない。

以上のことから、当市の財政の現状は、財源不足を補ってきた財政調整基金の減少や経常収支比率の上昇（悪化）など、持続可能な財政運営に向けて、健全財政を維持するための取組を強化しつつ、将来を見据えた事務事業にも果敢にチャレンジする必要がある。

については、令和8年度において、「令和8年度大船渡市行政経営方針」を踏まえるとともに、国・県を始め、企業や各種団体等による補助・助成制度等の有効活用など、さらなる歳入確保に努め、歳出についても、不要不急な事務事業を安易に継続することなく、課内及び部内で認識を共有しながら、徹底した見直しを図ったうえで予算要求に臨むよう通知する。

記

1 予算要求に際しての基本的な考え方

(1) 令和8年度大船渡市行政経営方針に基づき、次の施策を重点施策とする。

① 施策4 地域経済を支える地場企業の振興

(地場企業^{※1}の育成・経営支援、新産業の創出と起業支援の充実)

※1 地場企業には農林水産業を含むほか、林野火災に係る復旧・復興に関する事業を含む

② **施策7 (仮称) 子ども・子育て支援の充実**^{※2}

(子どもの心身の健やかな成長支援、子育て支援環境の充実)

※2 令和8年度以降、施策7の施策名称は「子ども・子育て支援の充実」に改める予定

③ **施策23 質の高い行財政運営の推進**^{※3}

(効率的・効果的な行政運営の推進、健全な財政運営の推進)

※3 **D Xを推進する事業に限る**

(2) 所管する事務事業について、事務事業評価シートに係る**令和6年度の評価結果**と、**令和7年度上半期における進捗状況**を検証したうえで予算要求すること。

(3) 市議会や各地区等からの要望については、事業内容や事業費、充当財源等を十分精査し、優先度・緊急度を勘案すること。

(4) 市総合計画 2021 実施計画への登載事業については、内示のあった調整額を上限としつつ、さらに、見直しを検討すること。

なお、令和8年度大船渡市行政経営方針における重点施策についても、今後の予算編成において、事業費の調整があり得ることを、予め了知願いたい。

(5) 林野火災に関連する事業については、林野火災対策局と調整の上で要求すること。

2 具体的な留意事項

(1) 歳入については、国・県を始め、企業や各種団体の補助制度等について情報を的確に把握し有効活用を図ること。また、未利用資産の処分を進めるなど、新たな財源の確保に努めること。

(2) 使用料・手数料については、受益者負担の適正化や公平性の観点から、「使用料・手数料の見直し指針(令和4年8月一部改正)」に基づき、条例等を見直しを含め受益者負担の適正化を図ること。

なお、令和7年9月9日付け財号外の通知により見直しを行った場合については、査定の段階で調整することから、見直し前の金額で要求すること。

※保存先：グループウェア>ライブラリ>財政係関連内

(3) 新規事業にあつては、目的、手段、事業期間、費用対効果等を整理した資料を添付すること。

また、一般財源を伴う事業については、スクラップ・アンド・ビルドにより捻出した財

源を振り替えるとともに、事業の終期を明示すること。

(4) 令和6年度に新設した大船渡市ふるさと納税基金の特別枠を、財源として活用したい事業については、企画調整課に協議の上、要求すること。(基金活用見込額 6,000 万円)

(5) 継続事業については、事業の必要性を改めて検討した上で、所管の予算を聖域なく抜本的に見直すこと。

また、指定管理料等の委託料の積算に当たり、人件費及び物価変動に伴う必要経費については、適切かつ合理的に要求すること。

その上で、課の予算要求に係る一般財源の額は、令和7年度当初予算額以下を原則とすること。

なお、財政課への見積書提出時に、事業費が上記の基準を上回っている際には、再提出・再検討を求める場合があることから、特に留意すること。

(6) 燃油等物価高騰対策で実施した事業については、単に継続せずに、ゼロベースで必要性等を十分検討すること。

(7) 事業の選択にあたっては、各種計画に基づくものとし、行政の責任領域を的確に見極め、受益と負担の公平確保等について留意するとともに、将来の財政負担等も勘案した上で、優先度、緊急度等により選択を行うこと。

(8) 補助金等については、「補助金等の見直しに関する指針」に基づき、行政の責任分野や市の課題解決との整合性、経費負担のあり方、費用対効果、補助団体等の決算状況等を検証し、見直しを行った上で、継続・廃止・縮小など、整理合理化を図ること。

※ 保存先：グループウェア>ライブラリ>共通資料内

(9) 公営企業会計については、独立採算制と企業性格を發揮するよう、業務運営の合理化・効率化に徹し、健全な経営に努めること。

また、特別会計についても同様とし、一般会計からの繰入額を必要最小限に止めること。

(10) 当初予算は、事務事業の計画的な執行を図る年間予算として編成することから、補正予算は法令若しくは制度の改正等その後に生じた特別の事由に基づくものに限定するので留意すること。

(11) 現在、国・県では、令和8年度予算の編成中であるため、常に情報収集に努め、予算要求時に確実視されるものについては、制度改正等が行われることを前提として積算すること。

また、予算要求後に情勢が変化した時には、令和7年12月26日を期限として、速やかに、内容を変更・報告すること。